

都留市歴史史料集(二)

天野開三翁事績の概要

羽 田 富 士 男

史料紹介

この研究物は明治六年という時点で甲府東京間を秋山村を経由して結ぶ通路を計画した天野開三の事績を述べたものである。

天野開三は、境の人である。江川太郎左衛門に認められ、東京湾に黒船来航防備のためのお台場を築造した、いわば大土木業者であった。この人が郷里に帰り、新道開発に識見を持ち、建議書を作したというような事績はあまり知られていない。いま、中央新幹線の一案が、百年前開三が建議しようとした案と、期せずして一致するのを知るとき、その識見に敬意をいだかざるをえない。

天野開三は都留郡境村（都留市）に茂甫の長男として文化十一年七月十五日（一八一四）に生まれた。若くして江戸へ出たらしく、機智とちまえの豪胆さで、近国をまわって見たらしい。たまたま伊豆の熱海で静養中であつた、当時有名な俠客、大場の久八と会い、それから親交をもつようになったらしい。（戸羽山氏説）その間の事情はつまびらかでない。

嘉永年中、江戸品川に、幕府は海防のための御台場（砲台）の建設の必要に迫られていたので、当時オランダの兵書を研究していた、伊豆菰山の代官江川太郎左衛門（甲州郡内の代官でもあつた）をして、その見識と技術的な手腕を囑望しこれにあたらせたのである。

開三は、この仕事を請負い、これが完成につとめた。一説によると、開三と久八は早くから江川氏の人格と見識を敬慕していた折、江川氏が御台場の建設に失敗したことを聞き、失地回復のために、再び彼に御台場の建設の奉行をすゝめたのだとも伝えられている。また、当時の幕府の陸軍奉行であつたという東山梨郡大藤村出身の真下晩松氏に見出だされ、彼の奉行による御台場建設を請負ったともいわれる。このため開三は資金と労働力になやみ、故郷に資金調達のためと称して帰郷し、千両箱をよそおい、荷駄馬につけて江戸につき郷里から金が来たとふれて、人を集めて工事を完成したとも

いう。晩松は代官手代として谷村陣屋にいたことのある人物で、そのころから開三を知っていたのではないかと思われるが、これは仮説としておいてもよい。(以上は「晩松餘影」を読んだ記憶による。)

この工事にあたつて相州足柄下郡岩村から岩石を採って、品川へ船で運び、これを海中へ投じて建設したものであるといわれ、十一ヶ所の予定が七ヶ所で終つたと伝えられる。それからその名は世人に知られるところとなり、大きな資力を持つたらしい。この工費は十八万五千兩と称せられている。その利益を千両箱におさめて、郷里の境村に荷駄として運ばせ、世の人達を驚ろかせたことは有名な話として残っている。

嘉永六年(一八五三)十一月下田地方を襲つた大津波による被害は大きかった。このことを聞いた開三は、下田民の窮状に何とか救いの手を述べようと、白米五百俵、鍋百五十コ、蒲団五百枚を送って救援した。(以上、徳氏未亡人談)これは子息である伴蔵の名で届けられていて、現在でも下田町区有文書として残されている。

このことは他にも例があり、文久二年和宮御下向のための用途金上納も伴蔵の名で差出されている。

下田町に保存されている文書には

安政元年都留郡境村天野伴蔵 白米五百俵、一人分に付き

われている。(鳥羽山氏調)

伊豆地方には、「天野金」ということばがいつたえられていたといい、戸羽山氏の「伊豆銀行沿革誌」によると、

天野金とは韮山代官配下の駿豆甲武相の貧民救済の目的から無利子で貸付けた金のことである……この金は事情によつては返済を要しない金の代名詞として「天野金」という……略

これも開三が私財を世の人々のために役立てた一面をよく伝えている。

やがて明治の世となつてからは、西欧の影響を受けて、いわゆる文明開化の新しい風が日本の進路を決定する大きな世の変わりめであったが、開三はこの機運をいち早くさとして、下田・沼津・東京・霊岸島・横浜で回船問屋を開いて、その活躍の行動圏を拡げていったようである。また、東京本所に新炭業をも経営していたが、同十六年には、店を番頭にゆずって、自分は故郷の人となった。

大月市猿橋町(猿橋駅といった)には息伴蔵をおいて、東京との交易の連絡をとらせたもののようである。当時はまだ中央線の開通もなく、旧幕時代の甲州街道が唯一の交通路であったから、宿場としての機能は十分に残っていたので、郡内織物をはじめ日用物資は、猿橋から八王子を通り東京へ馬の背を借りて運ばれていきましたこの逆の場合もあった。(猿橋店のことは

五升づつ、なべ百七十六、婦とん五百枚、右町中御見舞(下田町須崎町区有文書大福帳写。県教委伊藤祖孝氏報)また「甲斐路新往来」ではさらにこの文書の終りに

町頭 九兵衛
組頭 善右衛門
徳右衛門

(毎日新聞山梨版「甲斐路新往来」昭和十八、)としていたので、救援物資を送ったことはあきらかである。甲斐路新往来と伊藤祖孝氏の引用する文書は同一物であろうかと思われる。

津波被害救援について面白いことは、地元でもまだ知っている人があることである。下田では戦前までこの時おくられた鍋が残っていて、これを開三鍋と称して昔の物語を忘れない人もあったといわれる。ここにも開三の人となりがはっきりと伝承されていたことは大きな遺徳というべきであろう。

これにつづいて安政元年の大津波の後遺症のようなのが、下田からわずかな三宅島にもあって、安政二年六月に、飢きんとしてあらわれ、島民の困窮は大きかった。この窮状は久八の子分大瀬崎の八五郎、金平の二人によって久八のもとへうったえられてきた。開三はこのことを聞いて直ちに二千兩を渡し、馬二頭をも与えて、彼らを送りかえして島民の急を救ったとい

文書が残されている)

明治六年には郡内の開発を志したものと考えられる東京と郡内甲府を結ぶ交通路の建設を企画している。

その具体案として

東京新道山梨県より秋山通り
開拓筋修補方法見込書上 一通

志願書 一通
の二通をつくった。

この建議書は実際に県へ出されたものかどうかは不明であるが、当時の習慣として、文書は三通作成し、一通を控へに保存するところから、一通ずつしか現存しないためおそらく提出されたものとみてよい。

次に、天野家に残されている前記の二文書を紹介する。

志願書

都留郡第四区

境村

戸長 天野野伴蔵父

天野海蔵

右海蔵申上候 当御庁下山梨県ヨリ秋山通東京マデノ新道
且開拓相成候得共道路屈曲山坂峻阻ノ場有之成業不行届眼
前古道三十六里余ノ内六里ノ縮程此儘廢棄相成候段何分難
敷奉存此程中道路検査再修繕之儀別紙書取ニテ申立候通見
込相立チ失費儀モ予メ申立候得共大業ノ儀 辺不及際立兼
何分奉恐入若不足半途廢止相成候テハ自国ノ笑嘴且近国ニ
対シ失体ノ至リ仮初ノ儀ニ無御座候ニ付伴伴蔵ノ為メ打合
下際奮発仕乍恐私方一身代苞ケ年穀価の昇降壹千円ヨリ式
千円位迄ハ貢納又ハ家事諸費ヲ引余 有之候ニ付右之分不
残仕訳諸帳面差出別紙商法税金ト入レ足シ道路修補屹度
致遂永世通行人馬無難第一御県庁ヨリ東京表諸御用ニ至ル
マデ際立御弁利ニ相成候塵埃御国恩奉報之端緒トモ相成可
申哉ニ存込ミ伴伴蔵トモ遂相談決心仕候間此段以添書奉出
順候何卒以御仁恤願之旨趣御聞濟被成下度奉願上候 以上

都留郡 第四区

境 村

戸 長 天野 伴蔵 父

天野 海蔵

明治六年十一月

東京新道山梨県ヨリ秋山通リ
開拓筋修補方法見込書上

天 野 海 蔵

山梨県ヨリ秋山通東京新道開拓筋

高低屈曲修補大略

一山梨県ヨリ藤野木通秋山村夫ヨリ青山通り之儀ハ往来ノ古
道ヨリモ六里余縮程ニ相成候得共藤ノ木山越朝日峠ノ両所
本道笹子坂小仏嶺ニ比類シ殊ニ新開道路ニ付旅人不馴ノ山
坂ユヘ先ツハ古道ヲ経往来致候ニ付漸々開拓ノ道路ハ荒廢
ニ向キ眼前六里余縮程ノ道路成効ヲ不遂歎息ノ至リニ付再
修繕ヲ加ヘ高低宇曲伐割掘下ゲ直道ニ修補致シ馬車通行ノ
見込ヲ以テ今般大略検査仕候処左之通りニ御座候
一御管下石和駅ヨリ藤ノ木村迄道路山腹ヘ引廻シ但シ一間 藤
ノ木村ニ至リ大幡村ニ越ルノ山麓ヨリ都留郡川口エ堀抜ヲ
以通路但シ 此堀抜直ル 湖上舟渡 船津村ヘ出古名大田
和川縁吉田新倉ノ間ニ出シ一文字ニ谷村ヘ向ケ朝日馬場太
平組牽同組ヨリ秋山村エノ山坂殊ノ外薄ク相見ヘ凡式百間
内外堀抜候々通路相逆有之間敷夫ヨリ秋山村内三里余ノ分
ハ修繕次第一条ノ平路ヲ得可申馬車通行ノ見込相立然ル処
当御管下ヲ離レ足柄県管下相州牧野村ニ掛リ候而凸凹羊腸
近傍可引堀目的不相立殊更他領ノ儀勝手ニ地理検査難致ニ

付土人老輩ノモノ見掛次第四傍路頭ニイテ問説ヲ得候処用
況通ト唱フ牧野本村ヲ除キ一条ノ小径有之此筋開拓致候ニ
馬道ニモ可相成段有之夫ヨリ念坂ハ側ノ山腹ヘ廻シ候見込
夫ニ沼本渡シ荒川渡シ此両所未ダ目的不相立荒川大井村ヨ
リ久保沢村ノ上手ヘ取リ夫ヨリ野津田村登戸村マデ七里余
ノ間都而平地続キノ手入ニテ馬車道開拓夫ヨリ玉川渡場ヲ
越候テハ素ヨク東京マデ更ニ差支無之候得ドモ只々牧野村
ヨリ荒川迄ノ道程続キ四里内外ノ間仕方不相立候ヨリ三十

里余ノ馬車道落成不致歎息ノ至リ乍併從令牧野村辺ニ至リ
硬骨相成候トモ前条ノ道筋御修繕相成候バ人馬通行駄荷運
輸ノ助ケ永世莫大之儀ト奉存間則チ検査ノ有増奉書上候尤
此節柄前条修繕ノ入用廿分ノ儀ニモ無之候間官庫ノ御失費
奉懸候而ハ奉恐入候間是迄御主法無之都留郡織物糸繭商法
会社取結ビ右浮税ヲ以テ相賄候バ五ケ年ヲ不待成就可仕奉
存候依之織物糸繭商法会社方法左ニ奉申上候

一都留郡織物糸繭売買之儀ハ從前糸繭ハ無税織物ハ冥加永ト
唱エ永式百拾貫文内外村々エ割合上納致来候処方今御一新
ノ御政体ニ寄リ商法御規則モ可被成立事ニ付御紋法被仰出
從前ノ市場上野原谷村両所并ニ猿橋吉田辺都合四ケ所ニ会
社造築致シ右場所ニテ織物糸繭ニ至ルマデ取扱拔荷売不致
様被仰出從前織物ノ冥加永ハ御廢止被為在他国又ハ自国ヨ
リ他国出シ商人織物糸繭買取シ分金百円ニ付壹円宛税永為

差出候様仕度但シ付税ノ際ハ保有差出候ニ付買人織物他国
輸出之商人ハ市場御越買入之口錢ト唱エ百円ニ付差出代ハ
有来リ之口錢ニテ今更之様尤モ商人宿ニテ織物一円宛買入
世話料ト唱来候分ハ廢止下被仰付候事

勝又從來織物買入宿ト唱エ候モノハ市毎日当ヲ被下織物糸
取扱諸世話被仰付候様仕度尤モ上中下三階ニ分ケ凡上等
一ケ月八円来中下共准次致候而ハ如何有之哉

一会社社東督ノ任ハ官庁ノ御沙汰地下ニテ計算出納取締六人内
谷村社二人上野原社二人猿橋一人吉田一人此者共ハ商業ノ
巧拙ニ不拘専ラ廉恥有之モノ御選拔降令下市毎ニ詳細簿上
不經敷様仕度事

惣計御収納高ノ儀ハ織物十五万足ト見積リ此販価平均絹八
丈繻子袖広巾帶地トモ壹足価金四兩二分ト見六十七万五千
円此余ヲ引残六千七百五十円内千円上納ニ備エ其余五千七
百円初年ノ分ハ会社營業入用ニ充テ翌年ヨリ前書五千五百
五十円ヲ以テ五ケ年ノ間新開道修繕ノ入用消却ニ充テ候ハ
バ乍恐奉痛官庫民力ヲ不費偶然ニ開拓相成永世不朽ノ御仁
惠ト奉存候

右ハ御坂通り秋山村新道東京青山迄通路修補且右失費消却

方法心得愚案書取ヲ以奉申上候尤モ文辭粗濶届候□ハ御仁
免奉願上誠惶謹言

都留郡第四区

境 村

天 野 伴 蔵 父

天 野 野 海 蔵

(古文書所有者 天 野 恒 宏氏)

この企画が何故に実現しなかったか、その事情は何もわかっていないが、当時とすればすぐれた意見と考えであったことがこの文中にあらわれている。その主旨の概略を記してみると志願書には

右開三申上候当御庁下山梨県ヨリ秋山通東京マデノ新道一旦開沢相成候得共……古道三十六里余ノ内六里ノ縮程此儘廃棄相成候段何分歎敷奉存此程中道路検査再修理ノ儀別紙書取ニテ申立候通見込相立チ失費ノ儀モ予メ申立……若シ不足ニテ半途廃止相成候テハ自国ノ笑嘴且ツ近国ニ対シ失体ノ至リ仮初(カリソメ)ノ儀ニ無御座候ニ付伴蔵ノ為メ打合下際奮発仕……私方一身代一ケ年穀価ノ昇降一千円ヨリ二千円位迄ハ貢納……別紙商法税金ト入

に調査を進めていく。

そして二三の難所を改修すれば、人馬通行駄荷運輸の助けは、永世莫大であるといひ説得につとめ、官庫(公金をいうのである)の失費はかけたくないの、織物・糸・繭商法会社を設立して、浮税(臨時とか間接税)でまかなっていきたいと、会社方法を述べて財源を求めて力説していることは紙裏にあらわれている。

その方法としては都留郡(南北都留郡)織物・糸・マユの売買は無税であつて織物だけは冥加金をとるだけであつたから、これからは御政体も一新したことであり、商法の規則を従前の市場を、上野原谷村の二カ所と猿橋吉田辺に都合四カ所に会社をつくり、織物・糸・マユの取扱い、抜荷、抜売をしないよう命令していただきたい、そしてこれらの商品を買取る分に、金百円について一円あての税金を課すようにする。会社の計算出納取締りには、官庁から御沙汰して地方人を任命してもらふ。その時は廉恥ある者を選抜するというなかなかきびしい申したてである。

織物の生産高は年間十五万疋と見積り(山藤県勸業第一回年報明治十二年発行によると年産の郡内織物は十二万五千疋である)この販価平均して絹八丈、しゅす、紬、広巾帯地とも一疋価金四両二分として、六十七万五千円、このパーセントの六千七百五十円、そのうち千円を上納して残り五千七

レ足シ道路修補屹度致遂永世通行ノ人馬無難第一御県庁ヨリ東京表諸御用ニ至 マデ際立御便利ニ相成……伴蔵トモ遂相談決心仕……何卒御仁恤願之趣御聞落……

とあつて甲府から御坂をへ谷村から秋山村へ出て、神奈川の平地と東京へ向う古道、古くこうした道があつたと考えられ、これを開三は東京との往復において実地踏査したものである。このことは別紙とある添付の前項にあげた見込書上の内容からしても、その実際を知ることができる。その内容である順路としては

石和駅から御坂藤ノ木まで道路山腹エ引廻し但し道巾一間(一・八〇m)とし大幡村へ越える山ろくから川口へ掘抜(トンネル)で通しこの掘抜は四百間で湖上舟渡しとあり、船津から大田和川ぞいに吉田新倉、それから一文字に谷村へ向い、朝日馬場から大平へ、そして秋山村、ここへも掘抜を開く、二百間(三六〇m)秋山村内三里余(十二km)の分は修繕次第で一条平路を得るとして馬車通行の見込とあつてこのあたり面白い。神奈川分は足柄県管下の相州牧野村からは凸凹羊腸で目的も立たず、他領のこととて勝手に地理検査は出来ないから、土人老輩にあえば路傍にたゞずんで、間説を聞いて先を考えたという。この村を過ぎれば馬の通るくらいこの道があるから山腹を廻つてゆく見込だと、なかなか熱心

百円を初年分の会社の営業の入用にあて、その翌年から五千五百五十円を五年の間、新開道修繕に投入すれば、五年を出ずして完成するであろうと大きい力の入れ方である。目下中央道の建設が行われているが、明治六年といへば約百年前のことであり、ただ労働力を投入するだけの原始的施行で、これだけの企画を実現しようとした考えは、開三という人物につき、はかりしれない大きなものがあつたようである。

このようなことがあつてから、明治十八年には桂村の村長に推された。桂村とは、西桂と東桂の両村が、明治八年に合併して一村となり、その後同二十六年にはまた東西に分れたものである。開三は何かの事情で同十九年にその職を辞している。そのころ全国的に国会開設の運動が盛んとなり、その衆議院議員の候補者にあげられたが、これを固く辞して受けなかったという。その入費を村民のためにと銅葺の土蔵を建て、集会の広場として提供した。これが現存する種徳館の建築物で、総ケヤキ材で出来ていて、正面玄関は明治の面影を伝え、いわゆる西欧風であり、一二階八十畳敷の広さを持ち一階正面は二枚の板戸で錠前がかけられ、ここをあけて二階へ上る。徳氏未亡人は自ら案内してくださつた。

以上で開三翁の歩んだ道を追つてみたが、これは徳氏未亡人からの聞書を中心に、保存されている文書、参考文献をもとにしたものから書きあげたものである。今後も資料の発見

